

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 二本木飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字落合字松葉一番一地先 から同市大字落合字川渕七八番地 先まで		区 間
八・七〇〃 一二・七九	七・一九〃 一一・三三三	敷地の幅員 (メートル)
一三六・七〇		延 長 (メートル)
		備 考